

景観条例におけるゾーン区分と用途地域との関係について

景観計画区域は所沢市全域となります。景観計画区域内では3つの景観ゾーンに区分されています。

第一種低層住居専用地域	住居系市街地景観ゾーン
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域(下図①～③で示した近隣商業地域)	
準工業地域	
工業専用地域	
近隣商業地域(下図①～③を除く)	商業系市街地景観ゾーン
商業地域	
用途地域の指定のない区域	農地・丘陵地景観ゾーン
工業地域(下図④で示した工業地域)	

【景観条例に基づく届出について】

景観ゾーン毎の景観形成基準や届出対象行為については、[こちら\(所沢市ホームページ\)](#)からご確認ください

